

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

社長の土地を会社に贈与した場合の課税は？

Q: オーナーの所有している土地を会社に贈与すると、どのような税金が課税されるのでしょうか。

A: (1)受贈者である法人の課税関係

法人税では収益のことを益金と呼びますが、その益金の額に算入すべき金額には、「無償による資産の譲り受け」が含まれています。

よって、贈与も収益の額となりますので課税されることになります。

法人が他の者と取引を行う場合は、原則として、すべて時価取引として課税されますので、資産を受けた法人は、その資産の時価に相当する収益があったことになり、受贈益の課税を受けることになります。

(2)贈与者である個人の課税関係

個人が、山林や譲渡所得の起因となる資産を贈与・遺贈・低額譲渡等した場合には、時価で譲渡があったものとして課税されます。

①法人に対する贈与

ご質問のように個人が法人に土地を贈与した場合には譲渡となり、譲渡所得税の申告が必要となります。また、譲渡価額は、時価により所得を計算することになります。

②法人に対する低額譲渡

法人に対して、時価の2分の1以上で譲渡していれば、みなし譲渡課税(時価課税)を受けることはありません。しかし、同族会社等の行為計算で、これを認めた場合に所得税の負担を不当に減少させる結果となる場合には、税務署長の認めるところにより時価で譲渡税の計算が行われることがあります。

